所得税確定申告で控除を受ける方へ

介護保険料は社会保険料控除の対象です

控除対象金額は、平成24年中(1～12月)に支払った介護保険料の合計額です。下記の書類で納付額をご確認ください。

◆支払方法と確認書類(第1号被保険者〈65歳以上〉の方)

- 特別徴収＝平成24年分公的年金などの源泉徴収票
- 普通徴収(現金納付)＝三鷹市介護保険料領収証書
- 普通徴収(口座振替)＝口座の通帳または、市から1月に送付した「納付済金額のお知らせ」

※65歳未満の方は、加入している健康保険組合などに確認してください。

問 高齢者支援課☎内線2687

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されています。控除の対象になる費用の内容など、くわしくは市ホームページをご覧になるか、高齢者支援課☎内線2686へお問い合わせください。

◆控除の対象となるサービスと控除費用

サービス区分	サービス種類	医療費控除対象費用
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど	自己負担額、居住費、食費
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など(医療系のサービスと合わせて利用した場合のみ)	ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと合わせて利用した場合の自己負担額
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設	自己負担額、居住費、食費
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額、居住費、食費の合計額の2分の1

おむつ代医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。書類は受付から1週間程度で郵送します。

◆寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

人 おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定の通知を受けていて、寝たきりで尿失禁などの可能性が介護認定資料で確認できる方

※初めて控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。

◆65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除認定書

人 65歳以上で、要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

※身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は申請が不要です。

申問 高齢者支援課(市役所1階11番窓口)☎内線2682へ。申請書は市ホームページからもダウンロードできます

市民税・都民税の申告は、便利な郵送をご利用ください

例年、申告会場は大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。

人 ①源泉徴収票など収入および所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方

申問 郵送または電話で「〒181-8555市民税課」・☎内線2342へ

確定申告は便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください

所得税や贈与税の申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)で送信できます。確定申告期間中(3月15日㈮まで)なら24時間、土・日曜日・祝日でも申告書の提出が可能です。ぜひご活用ください。

◆e-Tax　HP http://www.e-tax.nta.go.jp/

※「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書をプリンターで印刷し、税務署へ提出することもできます。

※e-Taxを利用するには、市役所での電子証明書の発行手続き(下記)と、ICカードリーダライタの購入(家電量販店などで販売)が必要です。

※所得税の確定申告は税務署宛てに郵送でも申告できます。

問 武蔵野税務署☎0422-53-1311

◆電子証明書の発行

日 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

所 市民課(市役所1階7番窓口)

¥ 500円

物 住民基本台帳カード、官公署発行の顔写真付き本人確認書類

申問 同課☎内線2326へ

税理士による所得税の確定申告無料相談

人 確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で住宅借入金等特別控除がない方(譲渡所得のある方を除く)

日 2月18日㈪～3月15日㈮午前9時～11時、午後1時～3時(土・日曜日、祝日を除く)

所 市役所第二庁舎4階会議室

物 印鑑、平成24年中の収入を確認できる書類、控除のための証明書や領収書、還付を受ける場合は口座番号が分かるもの

問 市民税課☎内線2342

市内の空間放射線量測定結果

平成24年7月2日から定点観測地点(6カ所)と市内公共施設などで、地上5cm・1m地点での空間放射線量を引き続き計測しています。12月4日～1月14日(※)に測定した各施設(定点観測地点を含む全6施設)の地上1mの値は0.05～0.08毎時マイクロシーベルトでした。くわしい測定結果は市ホームページのトップページ「東日本大震災関連情報」から、または三鷹市公式ツイッター HP http://twitter.com/mitaka_tokyoからご覧ください。

また、第1～5次測定結果の地図情報を市ホームページの「三鷹市わがまちマップ」(トップページ「地図情報」)で確認できます(平成24年7月以降の測定結果は掲載準備中です)。

※平成24年12月5～27日は測定機器メンテナンスのため測定を休止し、1月7日から再開しました。

問 環境政策課☎内線2523

〈そのほかの市内放射性物質測定結果〉　※単位は「Bq(ベクレル)/kg」

採取日	場所	対象	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
24年12月14日	環境センター	主灰	—	38.8	68.7
		飛灰	—	318	578
12月20日	東部水再生センター	脱水汚泥	31.3	不検出	10.5
12月24日	上連雀浄水所	水道水	不検出	不検出	不検出
	三鷹新川浄水所	水道水	不検出	不検出	不検出

問 環境センター☎0422-43-0894、東部水再生センター☎03-3309-1447、水再生課☎内線2873

※環境センターでは、放射性ヨウ素131は、放射性物質汚染対処特別措置法の規定の対象外であるため、測定していません。

◆公立保育園の放射性物質測定結果

平成24年12月7～13日に公立保育園(全19園)で提供している給食そのものを検体として採取し測定した結果、放射性セシウム134・137は不検出でした。

問 子ども育成課☎内線2731

※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満であることを示します。くわしくは、市ホームページの各検査結果をご覧ください。

三鷹市建築安全マネジメント計画を策定しました

市では、建築基準行政を取り巻く社会状況の変化に的確に対応し、建築物の安全確保に向けた総合的な取り組みを推進するため、「三鷹市建築安全マネジメント計画」を策定しました。同計画の全文は、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、市民協働センターで配布しています。また、図書館、コミュニティセンターで閲覧できます。

◆同計画の概要

近年、大規模地震や雑居ビル火災などをきっかけとして、耐震化の促進や防火対策など、既存の建築物の安全性確保が今まで以上に重要視されています。また、違反建築対策の徹底や、建築確認制度を実効性のあるものとするための具体的な取り組みも求められています。

市ではこれらの課題に対し、警察・消防・保健所などとの連携を強化し、本計画の公平で公正な実行と実現を通して「安全で安心なまちづくり」を発展させていきます。

◇主な内容

適切な維持管理による既存建築物の安全性確保・違反建築対策の徹底・建築確認から検査までの建築規制の実効性確保・指定機関との連携強化や適切な指導の実施・建築物に関連する災害や事故への対応

問 建築指導課☎内線2826